

教科書採択地区数について

1 採択制度の概要

- (1) 「義務教育書学校の教科用図書は無償措置に関する法律」(以下、「無償措置法」)により、小・中学校で使用する教科書は、4年に1回採択を行います。
- (2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教科書採択は教育委員会の権限とされています。
- (3) 本市では、条例で設置した横浜市教科書取扱審議会の審議を踏まえて、小・中学校で使用する教科書を教育委員会で決定しています。

2 採択地区数

- (1) 無償措置法により、指定都市の採択地区は、区の区域又はその区域をあわせた地域に設定しなければならないとされています。
- (2) 指定都市の採択地区数の決定権限は、都道府県教育委員会にあります。
- (3) 22年度から本市採択地区数を現行の18地区から1地区に変更するよう、神奈川県教育委員会に要望書を提出しています。

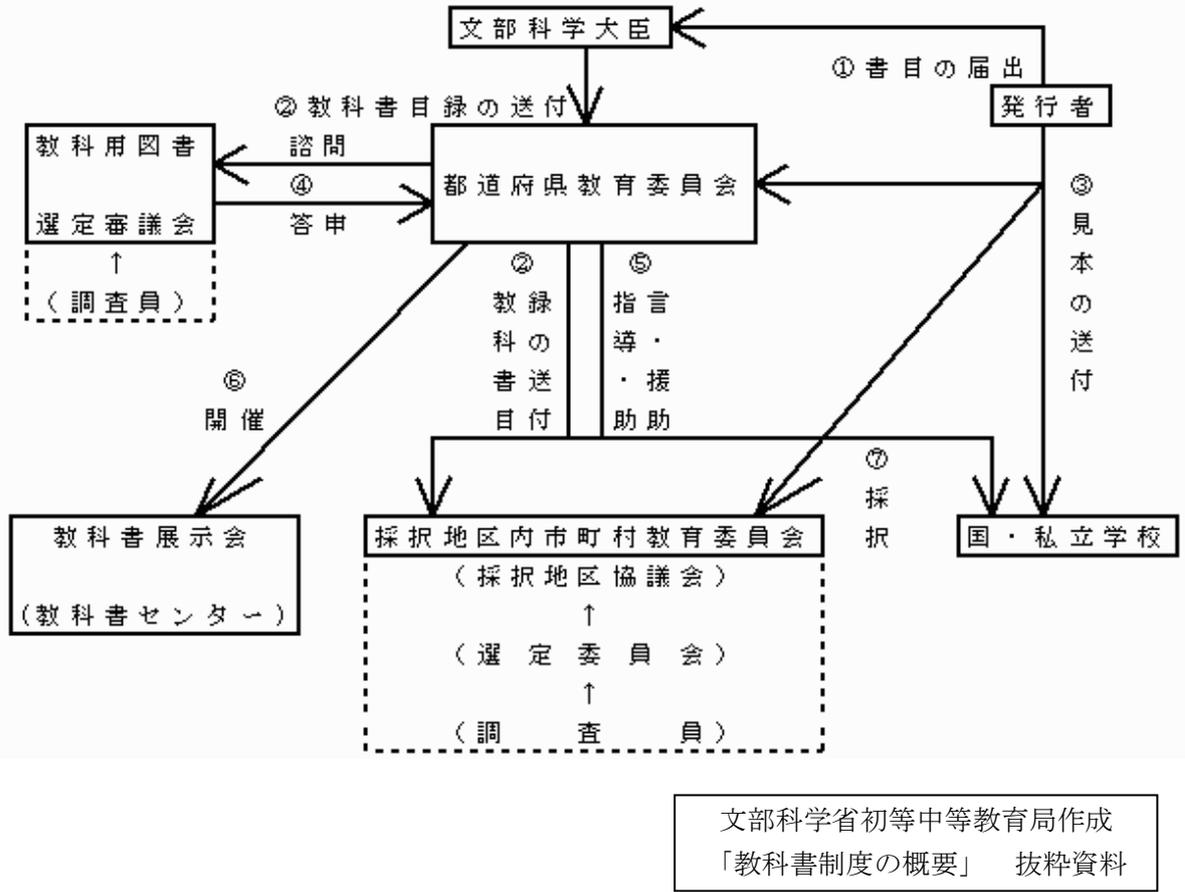
(変更を要望した理由)

ア 市内で共通の教科書を用いることにより、「横浜型小中一貫教育」のカリキュラムに基づく学習を円滑に進めることができる。異なる教科書を使用していることによる児童・生徒の学習や教員の指導の難しさがなくなり、より一層の充実が図られる。

イ 学習順序と題材が同じとなり、市内での転出入の際、児童生徒の負担が少なくなる。

ウ 取りあげる題材が同じとなり、その題材を用いた指導を他校においても授業研究として深めることができ、授業改善に役立てることができる。

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



(1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの科目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出ます（①）。文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます（②）。教科書は、この目録に登録されなければ採択されません。

(2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や採択権者（市町村教育委員会、国・私立学校長）に送付します（③）。

(3) 採択の権限は市町村教育委員会にありますが、適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています（⑤）。

この調査・研究を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設置します（④）。